

令和8年度地域連携若者起業家支援事業募集要領

1. 事業の目的

金沢市内において、起業を志す若者や開業して間もない若者起業家に対して事業資金等を支援することにより、次代を担う若者による個性的で魅力あふれる起業を促し、地域と連携して、地域コミュニティの醸成を図ります。

2. 用語の意義

(1) 地域コミュニティ

住民相互の連帯意識に基づく人と人とのつながりを基礎とする地域社会をいう。

(2) 商店街

次のアからウまでのいずれかに該当する団体をいう。

ア 法人格を有する商店街

イ 小売業、サービス業その他これらに類する事業を営む者により組織され、その構成員の人数が30人以上のもの

ウ 金沢市商店街連盟に加入している商店街

(3) 町会その他の地域団体

次のいずれにも該当する団体をいう。

ア 地域活動を行うことを主たる目的とする団体で、当該地域の住民により組織されるもの

イ 各団体において、金沢市域を統括する組織に加入する団体

(4) 地域活動

住民相互の交流、安心して暮らせる生活環境の確保等良好な地域コミュニティの維持及び形成に資する活動をいう。

(5) 半年未満の事業運営

事業の運営で、次のアまたはイのいずれかに該当するものをいう。

ア 開業届出書に記載された開業日が、令和7年10月1日以後であること。

イ 法人設立の登記日が、令和7年10月1日以後であること。

3. 対象事業の要件

次のいずれにも該当する事業であること。

(1) 令和8年9月30日までに起業できること。

(2) 店舗において行う事業であること。

※ただし、次のいずれかに該当する事業は、対象事業となりません。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく営業の許可または届出を要する事業（ただし、同法第33条第1項に規定する深夜における酒類提供飲食店営業の届出を要する事業を除く）

イ 政治活動や宗教活動を目的とする事業

ウ 起業する店舗の営業時間が、午後8時から翌日の午前10時までの間に限られる事業

エ 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第11条に規定する特定連鎖化事業（フランチャイズ事業）に加盟して行われる事業

オ この要領に規定する奨励金及び補助金以外の奨励金、補助金その他これらに準ずるものの交付を受けている事業

（例：国が実施する「小規模事業者持続化補助金」、金沢市が実施する「中心市街地出店

- 促進フォローアップ事業」、「地域商店街出店促進事業」など)
カ その他市長が当該地域連携若者起業家支援事業の趣旨に合致しないと認める事業

4. 対象者の要件

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 起業または半年未満の事業運営をする個人または法人
- (2) 年齢（法人の場合は代表者の年齢）が、令和8年4月1日時点で40歳未満であること
- (3) 市内において起業をし、また市内に存する商店街の団体または町会その他の地域団体に加入する者
- (4) 加入する商店街の団体または町会その他の地域団体から推薦を受けた者
- (5) 本市、認定創業支援等事業計画に係る特定創業支援等事業を受講し、証明書の発行を受けた者

※ただし、次のいずれかに該当する者は、対象者となりません。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者または同条第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過しない者
- イ 金沢市入札参加資格者指名停止措置要領（平成19年4月1日決裁）に基づく指名停止期間中である者
- ウ 市税、法人税、消費税または地方消費税を滞納している者
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の決定を受けている者
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の決定を受けている者
- カ 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産手続開始の決定を受けている者
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及び同条第6号に掲げる暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者

5. 支援内容

被採択者（後述する審査会で採択された者）は、次の（1）～（3）の支援を受けることができます。ただし、毎年度予算の範囲内で実施します。

（1）奨励金の支給（万円未満切捨）

①内容

開業奨励金：採択決定日から6か月を経過した日までにかかった経費
（助成限度額100万円）

継続奨励金（1年目）：採択決定日から1年を経過した日までにかかった経費
（助成限度額50万円）

継続奨励金（2年目）：採択決定後1年を経過した日の翌日から採択決定後2年を経過した日までにかかった経費
（助成限度額50万円）

②対象経費

起業に係る必要な経費

広告宣伝費、従業員人件費、車両・OA機器等のリース料、光熱水費、通信運搬費、
起業に必要な官公庁等への申請書類作成費、雑役務費、デザイン料、

マーケティング調査費、プロバイダ契約料、電話・インターネット回線使用料、イベント費、消耗品費、委託費（事業の一部を第三者に委託する費用）、コンサルタント費、印刷製本費、保険料、家賃（礼金、敷金の類を除く）、その他事業実施に必要な経費

※内外装工事費、備品購入費（概ね1万円以上のもの）、仕入および仕入れにかかる経費は除きます。また領収書等の証拠書類によって金額が確認できるものに限りです。

※支払先が親族であるものは経費として認められません。

③支給方法（被採択者からの請求に基づき支給）

上記②の対象経費に対し、期間満了後、実績払いにて支給します。

(2) アドバイザーの派遣

被採択者からの求めに応じ、年8回を限度として、事業の運営等について指導・助言を行うアドバイザーを派遣します。またアドバイザーへの謝金等は市が負担します。

6. 応募の手続き

(1) 提出書類

次に掲げる書類を作成し、提出してください。（必須）

①地域連携若者起業家支援事業 応募申込書（様式1）

②地域連携若者起業家支援事業 出店計画書（様式2）

③地域連携若者起業家支援事業 加入団体推薦書（様式3）

④その他身分等に関する書類

ア 代表者の住民票（3ヶ月以内のもの）

イ 市税滞納有無調査承諾書（様式4）

⑤特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明（写し）

⑥事業概要資料（ご自身の事業モデルやコンセプト等を、写真やイラストを用い、PowerPointで分かりやすく作成したもの。一次審査を通過した場合、この資料が二次審査のプレゼンテーション資料となります。）

以下は要件に該当する方のみご提出ください。

⑦これから起業する方は、前年度の源泉徴収票もしくは所得証明書

⑧法人の場合は商業登記簿謄本

⑨半年未満の事業運営をする方は、決算書（貸借対照表、損益計算書など）。

また決算書がない場合は経理状況がわかる資料。

⑩個人で半年未満の事業運営をする方は、税務署へ提出した開業届書の写し。

あるいは事業開始日がわかるもの。

※⑤は、他の書類と同時に提出してください。応募締切までに特定創業支援等事業による支援をすべて受けていない場合や、証明書がお手元に届いていない場合は応募できません。

※応募後、必要に応じ、追加資料をご提出いただく場合があります。

(2) 提出方法

直接ご持参ください。（郵送は不可）

(3) 提出先

金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市役所5階 金沢市経済局産業政策課

(4) 提出期間

令和8年5月29日（金）午後5時45分まで（必着）

(5) 留意事項

①様式の規格は原則としてA4版タテとします。

事業概要資料は横長で作成し、A4用紙に印刷してください。

②手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とします。

③出店計画書（様式2）には、文章の補完のための写真、イラスト等は一切掲載しないでください。

④提出された申請書類は返却しません。

7. 採択の決定

(1) 選定方法

- ・審査は、一次審査（書類選考）及び二次審査（面接）により行います。
- ・一次審査では、申請書類の精査を行います。一次審査を通過しなかった案件については、二次審査を受けることはできません。
- ・二次審査は金沢市が委嘱した外部の有識者を含めた審査会において、出店計画のプレゼンテーションによって審査します。

なお、二次審査の選定にあたっては、下記（2）の審査基準により審査を行い、最も優れた者から予算の範囲内において採択を決定します。

(2) 審査基準

主に次のような観点から審査を実施します。

- ①市場性：起業する業種の市場ニーズが高いか。
- ②実現性：出店計画及びコンセプトが優れているか。
- ③優位性：他店にはない強みや独創性があるか。
- ④継続性：資金繰りなどの収支計画が妥当であり、継続的に経営できるか。
- ⑤地域貢献性：地域コミュニティや商店街活性化への寄与が見込めるか。
- ⑥支援有効性：市の支援事業として効果があるか、また真に市の支援が必要か。
- ⑦熱意等：事業経営にあたり熱意があるか。

(3) 審査結果

審査対象となった応募者全員に対し、一次審査及び二次審査の結果を書面で通知します。

(4) 採択件数（予定）

5件程度

8. 遵守事項

(1) 事業の継続

被採択者は事業の継続に努め、採択決定から2年間は、各年度における事業成果の状況を報告してください。万が一、採択決定後に事業を変更しようとする場合、もしくは事業を中止または廃止しようとする場合は、事前に承認を受けなければなりません。その場合は市と協議し、助成金の一部または全部を返還していただくことがあります。

(2) 地域活動への参加

被採択者は商店街の団体または町会その他の地域団体の一員として、地域コミュニティの活性化に貢献し、地域活動に積極的に取り組んでいただきます。活動内容は、各年度における事業成果の状況を報告する際に併せて報告してください。

(3) 市が主催する起業家交流会等への参加

被採択者は、起業家とのネットワークづくりやビジネスチャンスの拡大のため、市が主催する起業家交流会等のイベントに原則参加していただきます。交流会では、ご自身の事業のプレゼンテーションをお願いすることがあります。

9. その他

(1) 問い合わせ先

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市経済局産業政策課 (TEL220-2204 Fax 260-7191)

(2) スケジュール

内 容	時 期
応募締切	5月29日(金)まで
一次審査(書類審査)結果通知	応募締切後2週間程度でお知らせします
二次審査(面接審査)	6月下旬(予定)
採択結果の通知	6月下旬(予定)

(3) 事業成果の公表

市は、支援事業の普及促進及び事業効果を高めることを目的に、開業店舗の名称等を含め、事業の内容の全部または一部を随時公表することができるものとします。

また、採択された事業は、市が運営する起業家紹介サイトに掲載します。応募書類を市に提出した時点で、採択後の取材や顔写真の掲載等に同意いただいたものとさせていただきます。